

## 令和5年度 第3回小牧市都市マス及び立適改定委員会の意見への対応

| 通番                            | 委員   | 意見等(要旨)                                                                                                | 対応方針・考え方                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 都市計画マスタープランの改定について        |      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                             |
| ① 桃花台地区の土地利用について              |      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                             |
| 1                             | 磯部委員 | 桃花台ニュータウンの周辺を含めた方針もあればよいと思う。資料P1右側の徒歩圏については人により異なるため詳細に検討したほうがよい。                                      | 医療施設や高齢者福祉施設については、国交省資料(都市構造評価に関するハンドブック)に高齢者の一般的な徒歩圏が500mとの記載があるため、500m圏域についても合わせて追加します。                                                                                                                   |
| 2                             | 増田委員 | 公共交通については、桃花台ニュータウンだけでなく、東部地域全体での議論が必要だと思う。                                                            | 地域公共交通網形成計画の検討状況と合わせて、適宜、計画に反映していきます。                                                                                                                                                                       |
| 3                             | 生田委員 | 委員会で議論する全体のスケジュールを次回以降に示すとよいと思う。                                                                       | 参考資料として配布しました。                                                                                                                                                                                              |
| (2) 立地適正化計画の改定について            |      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                             |
| ① 防災指針について                    |      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                             |
| 9                             | 生田委員 | 取組方針で浸水深3.0m以上の取扱いについて、浸水深3.0m以上が想定されている場所は住宅が建たないことを追記する方向で検討するのか。                                    | 浸水深3.0m以上の場所については、住宅の建築が想定されないことから、居住誘導区域から除外しないことについて追記します。<br>【記載内容】<br>・、、浸水深3.0m以上の浸水は一部で見られるものの、水路敷地などの住宅の立地が想定されない箇所であり、また、比較的高頻度の、、                                                                  |
| 10                            | 増田委員 | 具体的な取組(案)について、復旧や救援についても記述しておく必要はないか、他事例を調べてみると良いと思う。                                                  | 具体的な取組に、復旧・復興支援について項目を追加しました。<br>なお、事業の内容については小牧市地域防災計画、小牧市地域強靱化計画によります。                                                                                                                                    |
| 11                            | 秦野委員 | 民間協定について記述されているが、どのような分野の民間企業とどのような協定を締結する必要があるかビジョンをもって進める必要があると思う。                                   | 会議後に民間協定についてまとめた資料一式を委員の皆様へ送付しました。                                                                                                                                                                          |
| 12                            | 真田委員 | 具体的な取組(案)について、他都市では時間軸についても示していることが多いので、検討するとよい。                                                       | 時間軸についても、短期・中期・長期で整理しました。                                                                                                                                                                                   |
| 13                            | 大塚委員 | 令和3年9月の部分改定後に指定された土砂災害特別警戒区域についても今回の改定で居住誘導区域から除外しており、それ以外の災害リスク分析を今回行い、結果新たに居住誘導区域から除外するところはないということか。 | 資料P3①防災まちづくりの基本方針の記述を修正<br>・土砂災害について、土砂災害特別警戒区域は、法令により居住誘導区域から除外することとされており、令和3年9月の部分改定において除外しました。今後も引き続き、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域から除外します。土砂災害警戒区域については、居住誘導区域からの除外は行いませんが、一部で住宅の立地もみられることから、緊急避難体制の構築など対策を講じていきます。 |
| 14                            | 生田委員 | 災害リスク分析の結果、土砂災害特別警戒区域のみ居住誘導区域から除外するとした経緯について分かるように記述するとよい。                                             |                                                                                                                                                                                                             |
| 15                            | 生田委員 | 地区別の取組方針について、地区で共通する施策があるので分かりやすく表現するとよい。                                                              | 共通施策をまとめて記載しました。                                                                                                                                                                                            |
| ② 都市機能誘導施設(保育園、幼稚園等)の位置付けについて |      |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                             |
| 16                            | 大塚委員 | 子育て支援機能を誘導施設に位置づけることにより、都市機能誘導区域外での立地に対して不利に働くことはないか。                                                  | 保育園、幼稚園等は、市内全域に立地が必要であることが前提に所管課(幼児教育・保育課)で計画が作られており、これに基づき進められるため、立地に対して不利に働くことはありません。                                                                                                                     |